

2023 年報

《特集》

- ・「多文化共生キーパーソンネットワーク連携事業」が
出入国在留管理庁長官より賞詞受領
(HIECC多文化共生チーム)
- ・北方圏交流の未来：可能性と課題
(北海道大学北極域研究センター)
- ・双方向の学び合いから多文化共生へ
(北海道国際女性協会(HIWA))



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC／ハイエック

CONTENTS

2023年報

■ HIECC (ハイエック) の歩み	1
■組織	2
■顧問・役員	3
【令和4年度事業概要】	
■理事会・通常総会の開催状況	4
■多文化共生地域づくりの推進	5
外国人が暮らしやすい地域づくり	
1　北海道外国人相談センターの運営 (道委託事業)	
2　ウクライナ避難民支援事業	
3　多文化共生ネットワーク連携推進協議会としての活動	
4　災害時における外国人支援事業	
5　地域連携ネットワーク事業 (多文化共生地域懇談会)	
6　北海道多文化共生アワード (表彰事業)	
■未来を担うグローバル人材の育成	10
世界とつながる人材の育成	
1　海外派遣事業	
2　高校生・世界の架け橋養成事業	
3　外国人留学生受入促進事業	
4　留学生地域交流の実施	
5　外国人留学生国際交流支援事業	
■国際交流の推進	13
諸外国との各種交流の実施	
1　日中青年交流事業	
2　日韓交流事業	
3　国際交流助成事業	
4　北海道外国訪問団受入事業	
5　移住者支援事業	
6　移住者子弟留学生受入事業	
7　他団体との連携による交流事業	
■国際協力の推進	15
1　国際協力機構（JICA）研修事業への参画	
2　海外からの研修員の受入	
3　国際情報発信事業	

■国際相互理解の促進

1　国際理解講演会等の開催	16
2　北方圏講座の開催	
3　北太平洋地域研究事業 (国際セミナー等の開催)	
4　外国公館交流促進事業	
5　「Hoppoken (北方圏)」、年報・HOPPOKEN 別冊特別号発行	
6　国際情報ネットワーク事業	

〔資料〕

■令和5年度　収支予算	21
令和5年度正味財産増減予算書	
■令和4年度　収支決算	23
令和4年度予算	
令和4年度予算正味財産増減計算書内訳表	
令和4年度貸借対照表	

■公益社団法人北海道国際交流

協力総合センター定款	26
■北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧	30
■道内外外国公館／道内名誉領事館	33
■在日大使館	34
■特集	35～43

シンボルマークについて

このシンボルマークはハイエックの前身である北方圏センター設立に合わせ公募し、約50点の中から選ばれました。それ以来、このマークは法人のシンボルとして親しまれ、現在に至っています。

重なり合った六角形が織りなす「雪の結晶」

それぞれの六角形は世界の北方圏諸地域を象徴し、その重なりは「交流」を表現しています。上部の六角形は上（北）に伸び交流の「広がりと発展」を、また形狀が漢字の「北」、そして北海道の花「ハマナス」をイメージし、全体として「調和」を意味しています。



HIECC（ハイエック）の歩み

北方圏構想と北方圏センターの設立

昭和 46（1971）年、北海道開発の長期的な指針としてスタートした「第三期北海道総合開発計画」（～昭和 52 年）に「北方圏構想」が初めて盛り込まれました。北方圏構想の目的は、北海道と似た積雪寒冷の気候風土の中で、高い文化を培ってきた北米・カナダ・北欧諸国などとの交流を通じ、北海道の産業経済・生活・文化の向上を図り、北国の風土に根ざした北海道らしい地域づくりの推進を目指すものでした。この構想は第三期総合計画と同時に設立された「北方圏調査会」が母体となり推し進められ、昭和 47 年（1972年）1 月には社団法人としての認可を受け、更に昭和 51（1976）年 11 月には「北方圏情報センター」を併設しました。上記 2 団体を発展的に改組した結果、昭和 53（1978）年 4 月に「社団法人北方圏センター」を発足し、以来、北方圏交流を主軸としたシンクタンク機能・データバンク機能・エクスチェンジ機能を持った全国でもユニークな国際交流団体として、広く事業を展開してきました。特に、今や全国的に注目されるようになったカーリング競技については、北方圏センターが、道や市町村などと連携し、カナダ・アルバータ州など北方圏諸国との交流を積み重ねてきた成果と言えます。

また、昭和 53（1978）年 7 月には「財団法人北方圏交流基金」を設立し、主に民間の北方圏交流事業を支援してまいりました。

平成 23（2011）年 5 月の通常総会で、公益社団法人移行のための定款変更等が承認され、社団法人北方圏センターは、北海道知事からの認定を受け同年 8 月 1 日に公益社団法人に移行しました。同時に「社団法人 北方圏センター」を「公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター」（Hokkaido International Exchange and Cooperation Center）に改称し、「HIECC（ハイエック）」の略称で新たにスタートしました。

現在は、公益社団法人としての社会的責任を果たしつつ、世界各国との国際交流・協力活動を通じ、豊かで活力ある地域社会の実現を目指しながら、積極的に事業を展開しています。

国際交流・協力活動の拡大

1990 年代以降グローバル化が急速に進展し、国際社会の相互依存関係が一層強まるとともに、地域に対しての国際協力への期待が高まりました。北方圏センターは、北方圏地域との交流を継続しながらも、平成 7（1995）年 6 月に定款を一部変更し北方圏以外の地域に対しても活動範囲の拡大を図りました。それに伴い、平成 8（1996）年 4 月には、国際協力機構（JICA）が途上国の技術研修員を受け入れるために設置した「国際センター」（札幌・帯広）の管理運営業務を受託するとともに、北海道庁所管の技術研修員の受け入れも開始しました。平成 10（1998）年 3 月には自治省（現総務省）より都道府県・政令市に 1 団体のみ指定される地域国際化協会に認定され、北海道の国際交流・協力の総合的かつ中核的な役割を担うこととなりました。平成 10（1998）年 4 月に北海道青年婦人国際交流センター、平成 18（2006）年 7 月に（財）北海道海外協会、平成 22（2010）年 4 月に（社）北太平洋地域研究センター（NORPAC）をそれぞれ統合し、機能の拡充を図ってきました。また、国の外国人材受入れ拡大に伴い、在留手続き、雇用等の生活に関わる様々な事柄について、外国人が必要な情報収集や相談を行う「多文化共生総合ワンストップセンター」として、令和元年（2019）年 8 月に、道から受託し「北海道外国人相談センター」を開設しました。

国際活動の総合的な拠点として

平成 20（2008）年に設立 30 周年の節目を迎え、北方圏センターの今後の方針を検討する「あり方検討委員会」を設置し「あり方検討報告書～時代に即した活動をめざして」をまとめ、その中で北方圏センターを北海道における国際活動の総合的拠点と位置付けることとなりました。

平成 22（2010）年 5 月、通常総会において「北方圏交流基金」を「国際交流基金」に名称変更し、これまで北方圏に限定していた助成対象地域を全世界に広げました。また、学生等会員制度を新設し、会員の拡大を目指しました。

平成 30（2018）年には設立 40 周年を迎え、国際理解に関する講演会をはじめシンポジウムやコンサートなどの記念行事を開催しました。

北海道国際交流・協力総合センター年表（略）

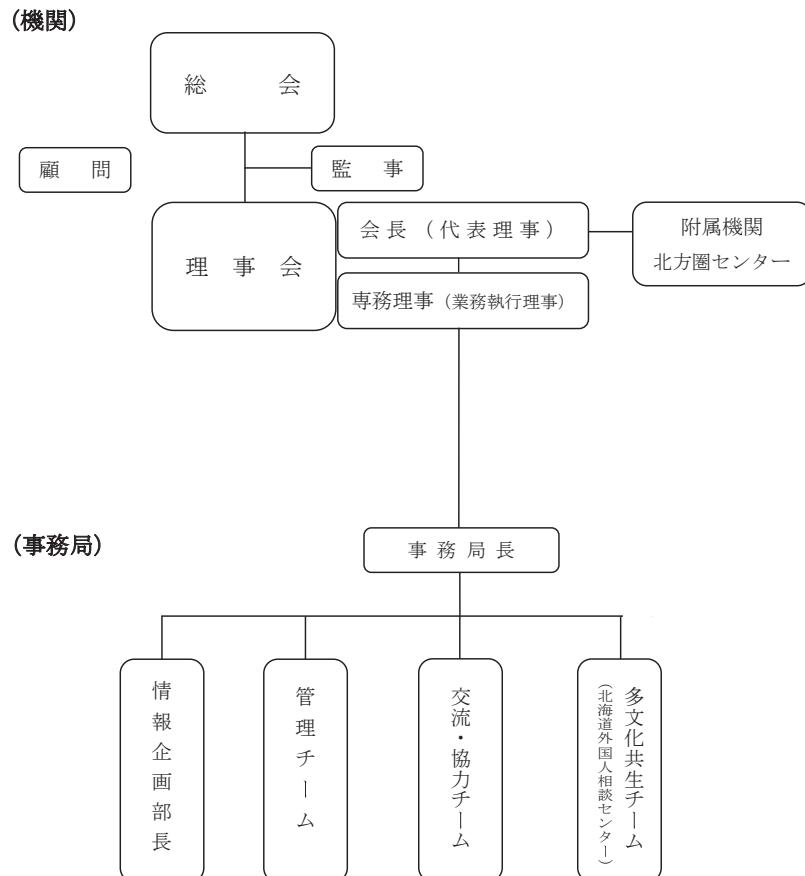
昭和46(1971)年 4 月	北方圏調査会設立	平成18(2006)年 7 月	財団法人北海道海外協会を統合
昭和47(1972)年 1 月	内閣総理大臣から社団法人許可	平成22(2010)年 4 月	社団法人北太平洋地域研究センターの事業を承継
昭和53(1978)年 4 月	社団法人北方圏センターに改組	平成23(2011)年 8 月	公益社団法人に移行し、名称を北海道国際交流・協力総合センターに改称
平成 8(1996)年 4 月	国際センターの管理運営を受託	令和元(2019)年 8 月	北海道外国人相談センター開設
平成10(1998)年 3 月 4 月	自治大臣が地域国際化協会として認定 青年婦人国際交流センターを統合		
平成16(2004)年 7 月	財団法人北方圏交流基金を統合		

組 織

ハイエックは会員をもって構成される公益社団法人で、会員で構成される総会と、総会で選出された理事によって構成される理事会が置かれています。（会員数：2023（令和5）年3月31日現在537（法人・個人）。

会長（代表理事）、副会長、専務理事（業務執行理事）は、理事会で選任され、業務執行体制として組織を代表し業務執行を統括する会長と業務を分担執行する専務理事が置かれています。

業務を執行する事務局は、情報企画部長、管理チーム、交流・協力チーム、多文化共生チームとなっており、北海道外国人相談センターは、多文化共生チームに属しています。



■国際交流サロン

国際交流に利用可能なサロンを設置しているとともに、海外の来訪者からの記念贈呈品等を展示しています。



顧問・役員

(令和5年8月1日現在)

顧問

柿崎 恒美	国土交通省北海道開発局長
鈴木 直道	北海道知事
富原 亮	北海道議會議長
原田 裕	北海道市長会会长
棚野 孝夫	北海道町村会会长
伊藤 義郎	日本国際連合協会北海道本部長

役員 (五十音順)

会長	辻 泰弘	北海道国際交流・協力総合センター
副会長	笹原 晶博	北海道銀行代表取締役会長
〃	長野 実	北洋銀行代表取締役副頭取
副会長兼専務理事	長谷川 浩幸	北海道国際交流・協力総合センター
理事	板垣 博之	毎日新聞社北海道支社支社長
〃	井上 健	札幌テレビ放送(STV)代表取締役社長
〃	江頭 進	小樽商科大学理事・副学長
〃	落合 周次	北海道パラグアイ協会会长
〃	勝田 直樹	北海道放送(HBC)代表取締役社長
〃	桑田 一郎	テレビ北海道(TVH)代表取締役社長
〃	佐藤 季規	北海道商工会議所連合会常務理事
〃	柴田 達夫	北海道町村会常務理事
〃	下沢 敏也	北海道文化団体協議会会长
〃	高橋 彩	北海道大学理事・副学長
〃	鶴井 亨	北海道文化放送(UHB)代表取締役社長
〃	出井 浩義	北海道市長会事務局長
〃	寺内 達郎	北海道テレビ放送(HTB)代表取締役社長
〃	中村 智	北海道観光振興機構専務理事
〃	平木 浩昭	札幌国際プラザ副理事長
〃	水野 治	北海道経済連合会専務理事
〃	道下 智義	北海道日伯協会会长
〃	宮崎 博美	北海道国際女性協会会长
〃	安酸 敏眞	北海学園理事長
〃	横山 隆	北海道スウェーデン協会理事長
監事	上田 恵一	上田恵一公認会計士事務所
〃	高野 瑞洋	北海道スポーツ協会専務理事

理事会・通常総会の開催状況

1. 令和4年度第1回理事会

日時 令和4年5月20日（金）
場所 オンライン
議事 令和3度事業報告・決算、通常総会の招集

2. 令和4年度通常総会

日時 令和4年6月20日（月）
場所 ホテル札幌ガーデンパレス
議事 令和3年度事業報告・決算、令和4事業計画・予算
理事・監事の改選

3. 令和4年度第2回理事会

日時 令和4年6月20日（月）
場所 ホテル札幌ガーデンパレス
議事 会長、副会長、専務理事の選定

4. 令和4年度第3回理事会

日時 令和5年3月27日（月）
場所 ホテル札幌ガーデンパレス
議事 令和5年度事業計画・予算、予算の補正に関する専決処分を承認
顧問の委嘱

多文化共生地域づくりの推進

外国人も暮らしやすい地域づくり

1 北海道外国人相談センターの運営（道委託事業）

「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現を目的とし、在留手続き、雇用などの生活に関する事柄について情報提供・相談を行う北海道における一元的な窓口「多文化共生総合ワンストップセンター」として、令和元年8月に開設。道内在住外国人からの様々な日常的な相談のほか、令和2年度からは特に新型コロナウイルス感染症に関する情報アップデートを随時行うとともに、多くの外国人からのコロナ禍に係る失業や給付金申請等の相談に応じた。

また、2022年2月以降のウクライナ情勢を踏まえ、本道在住のウクライナ人等からの避難民受入れ及び生活に関する相談などに対応するため、北海道外国人相談センター内に「ウクライナ関連ワンストップサポート窓口」を設置した。

- ・体制：常勤 4人～センター長、副センター長、主任相談員、相談員（英語）
シフト 17人～多言語相談員（中・韓・ベトナム・タガログ語他）
- ・対応言語：電話通訳システムを活用し、11カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ロシア語、ウクライナ語、ミャンマー語）
- ・開所時間：平日（午前）9:00～12:00（午後）13:00～17:00
- ・ホームページ：<http://hiecc.or.jp/soudan>
- ・対応SNS：Facebook, WeChat, Skype, LINE, KakaoTalk, WhatsApp, Viber
- ・相談者数：2,003人
- ・相談件数：2,492件

主な相談者の国籍	国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
中国	ペルー	152	アフリカ諸国	1	台湾	60
台湾	タイ	8	欧米諸国（アメリカ、カナダ等）	483	韓国	32
韓国	ベトナム	30	オセアニア	160	フィリピン	16
フィリピン	ロシア	112	日本	281	インドネシア	17
インドネシア	ウクライナ	17	その他（マレーシア、インド等）	148	ネパール	19
ネパール	カンボジア	19	不明	327	スリランカ	22
スリランカ	ミャンマー	22	合計	2,003	ブラジル	2
ブラジル	モンゴル	2				1

主な相談内容	分野	件数	分野	件数	分野	件数
入管手続（更新、切替等）	499	出産・子育て	35	身分関係（結婚／DV等）	46	
雇用・労働	167	教育（学校・大学等）	32	交通・運転免許	119	
社会保険・年金	173	日本語学習	33	通訳・翻訳	214	
税金	150	防災・災害	2	その他	747	
医療	217	住宅	58	合計	2,492	

（1）移動相談会の開催

道内各振興局地域で移動相談会を全21回開催した。

後志総合振興局	俱知安町	6月26日（日）～「起業」に関するセミナー
胆振総合振興局	室蘭市	7月2日（土）／ 苫小牧市 3日（日）
渡島総合振興局	北斗市	7月23日（土）／ 八雲町 24日（日）
石狩振興局	石狩市	10月1日（土）／ 江別市 10月16日（日）
根室振興局	中標津町	11月3日（祝・木）
空知総合振興局	滝川市	11月20日（日）

日高振興局	浦河町	12月 4日（日）～「労働」に関するセミナー
釧路総合振興局	釧路市	12月 17日（土）～「税金」に関するセミナー
根室振興局	根室市	12月 18日（日）
オホーツク総合振興局	北見市	1月 14日（土）～「年金」に関するセミナー
	紋別市	1月 15日（日）
十勝総合振興局	帯広市	1月 27日（金）・28日（土）
後志総合振興局	俱知安町	2月 9日（木）～「年金」に関するセミナー
留萌振興局	留萌市	2月 23日（祝・木）
上川総合振興局	東川町	3月 17日（金）／富良野市 3月 18日（土）
宗谷総合振興局	稚内市	3月 26日（日）



移動相談会の様子（浦河町）



移動相談会の様子（俱知安町）

（2）休日相談会の実施

移動相談会のほか、休日相談会を全9回開催した。

6月 12日（日） 12月 3日（土）
 8月 6日（土） 1月 22日（日）
 9月 3日（土） 2月 19日（日）
 10月 15日（土） 3月 5日（日）
 11月 6日（日）

（3）ウクライナ避難民の相談対応

ウクライナ情勢を踏まえ、令和4年3月に設置した「北海道ウクライナ関連ワンストップサポート窓口」において、引き続き道内在住のウクライナ人の方々などからの相談対応を行った。

2 ウクライナ避難民支援事業

北海道に滞在しているウクライナ避難民に対し、日本財団の助成金を活用し生活サポートや日本語学習などの支援活動を実施した。

（1）日本語支援

札幌市内周辺に住むウクライナ避難民に対し、生活するうえで孤立しないよう、日本語学習支援を行った。

日 程 11月～3月 第1～第3土曜日
 場 所 サンフレンズアジア（同社へ委託）
 参加者 7名

（2）生活サポート

身元引受人のいない避難民に対し、生活するうえで必要な助言や相談対応、生活のサポートを行った。
 日 程 11月～3月 適宜

3 多文化共生ネットワーク連携推進協議会としての活動

道内国際交流団体間のネットワークの連携強化に取り組むとともに、協働して多文化共生の実現に資する事業を実施した。

構成団体（13団体）

（一財）北海道国際交流センター、室蘭工業大学国際交流センター、
（一社）滝川国際交流協会、旭川市国際交流委員会、釧路国際交流の会、
北見工業大学国際交流センター、十勝インターナショナル協会、
留学生フレンドシップ、（一社）ニセコプロモーションボード
恵庭国際交流プラザ、石狩国際交流協会、江別市国際交流推進協議会、
（一社）北海道多文化共生NET

（1）オンライン会議

ハイエックが今年度予定している多文化共生事業について説明し、実施に向けて各構成団体の協力を要請した。

日 程 6月23日（金）
テーマ 多文化共生に係る地域連携事業について
参加者 9団体 12名

（2）地域連携ネットワーク事業

各地域や交流団体間の連携を促進するため、多文化共生ネットワーク協議会の構成団体と共に多文化共生に関する取り組みを行った。

① 第1回「日本文化体験事業」

日 時 7月2日（土）アパホテル

参加者 13名

共 催 留学生フレンドシップ（室蘭市）

② 第2回「在住外国人に対する日本体験事業」

日 時 10月1日（土）石狩市内

参加者 31名

共 催 NPO法人 石狩国際交流協会（I.I.A）

③ 第3回「たきかわ発見バスツアー」

日 時 12月18日（日）滝川市内

参加者 31名

共 催 一般社団法人 滝川国際交流協会

④ 第4回「十勝在住外国人と企業の交流会」

日 時 令和5年1月27日（金）とかちプラザ

参加者 外国人11名、企業2社

共 催 十勝インターナショナル協会

⑤ 第5回「在住外国人と企業の交流会」

日 時 令和5年2月5日（日）釧路市内

参加者 23名

共 催 釧路国際交流の会



滝川発見バスツアーの様子



釧路での在住外国人と企業の交流会の様子



十勝在住外国人と企業の交流会の様子

4 災害時における外国人支援事業

北海道において、今後、外国人材など日本語が不得手な外国人居住者の増加が見込まれることから、災害時での多言語支援の取組を強化し、外国人も安心・安全に暮らせる環境づくりを行った。

(1) 災害時外国人多言語支援事業（道委託事業）

①防災訓練への参加や外国人防災教育等の開催

・「北海道原子力防災総合訓練」への外国人住民の参加 余市町内

北海道が実施する「北海道原子力防災総合訓練」の一部を受託し、複合災害に伴い開設された避難所へ避難した外国人住民に対し、避難所と災害時外国人支援センターをオンラインで接続した相談対応の訓練及び災害情報の多言語発信を行った。

日 程 10月31日（月）

参加者 11名（外国人住民等）

・防災・避難所体験プログラム in 俱知安町 俱知安町内

在住外国人が被災時に適切な避難行動がとれるよう、体験や講習を通して災害や防災に関する理解を深められるよう北海道が実施し、当センターも講演等の協力をした。

日 程 11月28日（月）

参加者 7名（外国人住民等）

・災害時外国人対応力向上研修事業 旭川市内

上川総合振興局と共に、在住外国人や外国人観光客に対し、迅速かつ適切な対応や支援を行うため、市町村職員等を対象とした対応力向上研修を実施した。

日 程 1月30日（月）

講 義 「災害時の外国人対応等について」

（特活）多文化共生マネージャー全国協議会 副代表理事 高木 和彦 氏

参加者 30名（市町村職員、外国人住民等）

・在住外国人向け防災教育・訓練 釧路市内

北海道に長期で滞在する在住外国人に対し、自然災害等について正しく知ってもらい、発災時に取るべき行動等について防災教育を行うとともに、防災訓練への参加を促すなどの、普段からの備えの重要性を伝えられるよう釧路市との共催で実施した。

日 程 2月17日（金）

内 容 災害等体験／訓練、避難所体験 等

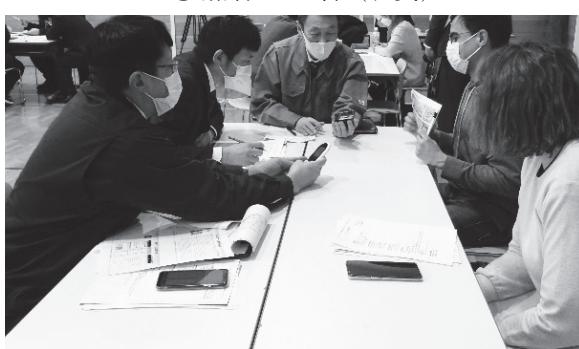
参加者 39名（外国人住民、釧路市内関係団体職員等）

・災害時外国人支援センター立上訓練 ハイエック内

災害時において、ハイエック内立上げ及び外部機関との連携について、速やかに体制を整備するとともに外国人支援活動が実施できるよう訓練を実施した。

日 程 2月27日（月）

参加者 11名（職員）



翻訳機を使って聞き取りをする自治体職員（旭川市）



自然災害や防災教育に関する講演（釧路市）

②外国人支援の体制づくり

多文化共生ネットワーク連携推進協議会との連携を強化した。

③多言語支援センター設置マニュアルの改訂

(2) 「北海道多文化共生多言語サポーター」オンライン講習会

災害時に外国人を支援する「北海道多文化共生多言語サポーター」を対象に、サポーターに期待される活動に関する講演や実際の活動を体験するケーススタディをオンラインで行った。

・第1回オンライン研修会

日 時 12月26日（月）

内 容 北海道多文化共生多言語サポーターの最近の活動内容
グループワーク

参加者 12名

・第2回オンライン研修会

日 時 3月19日（日）

内 容 講演「外国人被災者の課題」
(一財) ダイバーシティ研究所 研究主幹 楊 梓 氏
ワークショップ「避難所の外国人」

参加者 5名

(3) 「北海道多文化共生キーパーソン・ネットワーク ステップアップ事業」

道内で、外国人住民と繋がりを持つキーパーソンとのネットワーク構築を目的として、国際関係団体等から推薦を受けた30名のキーパーソン人材をリストアップし、研修会を実施した。

・オンライン研修

日 時 12月21日（水）

内 容 ・災害時外国人支援にかかるキーパーソンの役割に係る説明
・各地域キーパーソンによる近況報告 等

・第1回研修会

日 時 1月21日（土）千歳市内

レクチャー 「災害時外国人支援におけるボランティアの役割と心得」
(一財) ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏

ワークショップ 「避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）」体験

参加者 6名

・第2回研修会

日 時 2月17日（金）釧路市内

ワークショップ 「避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）」体験

参加者 5名



地震体験装置で地震体験をする参加者（千歳市）



参加者間で話し合いながら Do はぐ体験（釧路市）

6 北海道多文化共生アワード（表彰事業）

選考の結果、該当なし。

未来を担うグローバル人材の育成

世界とつながる人材の育成

1 海外派遣事業

新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

2 高校生・世界の架け橋養成事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度中止となった「高校生・アジアの架け橋養成事業」と「北欧青年交流事業」について、事業目的である「アジアや北欧の国々への理解を深め、世界規模の課題の認識」を促すことをを目指し、「世界の架け橋養成事業」として一本化し、オンラインによるプログラムを実施した。

高校生が、日本・北海道とアジア、北欧との結びつきや多文化共生、海外勤務のキャリアについて知見を得る機会を創出し、将来的に様々な分野で活躍できる人材の育成に寄与した。

・第1回 マレーシア編

日 時 11月3日（木・祝）

講 師 JICA マレーシア事務所 企画調査員 林 悅子 氏

参加者 10名

・第2回 デンマーク編

日 時 11月23日（水・祝）

講 師 在デンマーク日本国大使館 専門調査員 カッスル・葉子 氏

参加者 10名

・第3回 インドネシア編

日 時 1月18日（水）

講 師 JICA インドネシア事務所 企画調査員 井上 えりか 氏

企画調査員 坂本 和樹 氏

参加者 12名

・第4回 フィンランド編

日 時 1月28日（土）

講 師 北大北極域研究センター 准教授 ユハ・サウナワーラ 氏

ビジネス・フィンランド（東京）副商務官 インカ・リーサ・ハカラ 氏

Turku 大学（フィンランド） 大学院生 パウリーナ 氏

伊勢市国際交流員 ミラ 氏

参加者 20名



世界の架け橋 ONLINE インドネシア編の様子

(3) 済州国際青少年フォーラム 2022

北海道と友好提携地域である韓国・済州特別自治道が主催する国際的な視野を持つ未来のグローバルリーダーの育成と青少年のネットワークづくりを目的としたフォーラムへ参加した（新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの開催となった。）

- ・実施期間：11月11日（金）～11月13日（日）
- ・参加者：高校生4名（11カ国36地域、161名の参加）
- ・研修会：事前研修2回、事後研修2回、報告会1回



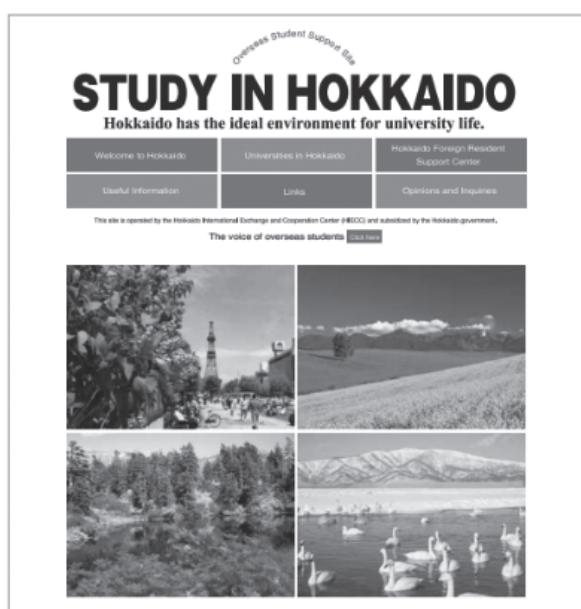
フォーラムで学んだことを報告する高校生

3 外国人留学生受入促進事業

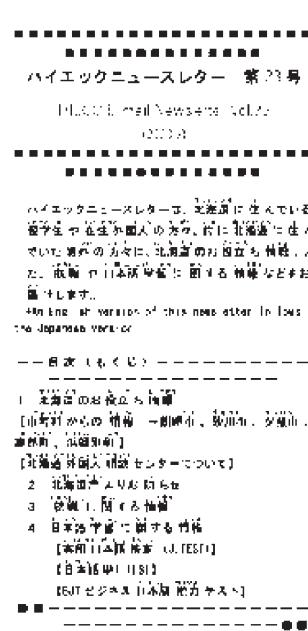
外国人留学生の受け入れを促進するため、海外の関係機関や大学・学生等に対し、道内大学のプロモーションを行った。

- （1）プロモーションサイト「STUDY IN HOKKAIDO」の運営（<http://study-hokkaido.com>）
- （2）留学ガイドブックの作成、配付
- （3）帰国留学生及び奨学生向けメールマガジンの発行

北海道で修学した留学生等に対し、本道への理解促進を図るため、北海道の今の様子や就職など各種情報を提供するメールマガジン「ハイエックニュースレター」を発行した。（年3回）



プロモーションサイト「STUDY IN HOKKAIDO」



ハイエックニュースレター

4 留学生地域交流の実施

留学生の北海道に対する理解の促進を図り、SNS等により北海道の魅力を情報発信してもらうとともに、地域住民との交流を推進するため、地域イベントへの参加や交流会を開催した。

「北海道留学生ふれあい交流 in いぶり」

日 時 11月12日（土）～13日（日）

場 所 白老町、壮瞥町、伊達市

参加者 留学生 21名（16カ国・地域）



白老町民とアイヌ文様コースターづくり体験



ウポポイ施設見学を終えて

5 外国人留学生国際交流支援事業

北海道内の大学・大学院に在籍する外国人留学生の中から90名を「留学生サポーター」として選定し、母国の学生等に向けて北海道での留学生活に関する情報発信を行うことにより、本道への留学受入れを促進した（留学生サポーターには情報発信活動費として5万円を支給）。

- ・投稿件数 593件（ハイエックHPより閲覧可）

国際交流の推進

諸外国との各種交流の実施

1 日中青年交流事業

中国黒竜江省との間で2008年に締結した「黒竜江省と北海道青年交流協定」に基づき、両地域の交流を行ってきていたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

2 日韓交流事業

韓国慶尚南道体育会との協定に基づき、高齢化社会に対応したローカルスポーツ「ミニバレー」による両地域の交流を行っているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

3 國際交流助成事業

北海道の産業経済・生活文化の発展に寄与するため、道内国際交流団体等が実施する世界各地域との交流事業に助成した。

令和4年度補助実績

助成対象事業名	主催者	助成額 (千円)
日本シベリウス協会・北海道支部設立15周年記念 「アイノラのつどい Vol.23」 フィンランドと日本を結ぶ音楽交流	日本シベリウス協会北海道支部	200
ヨーロッパ空手セミナー	一般社団法人北海道極真武道会	300
計 2事業		500

4 北海道外国訪問団受入事業

北海道出身移住者子弟のブラジル訪問団を受け入れる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

5 移住者支援事業

移住者支援事業

北海道出身移住者などで組織する道人会等の活動支援するため助成した（4団体）

〔 ブラジル北海道文化福祉協会、在アルゼンチン北海道人会、
全パラグアイ北海道人会連合会、北海道海外移住家族会 〕

※サハリン道人会は諸事情により休止

6 移住者子弟留学生受入事業

南米圏交流を促進するため、北海道出身移住者の子弟を留学生として受け入れ、修学を支援した。

受 入 ブラジル 1名

就学先 北海道大学大学院農学研究院

7 他団体との連携による交流事業

(1) カルチャーナイト

新型コロナウイルス感染症の影響により参加を見送った。

(2) 全国中国語スピーチコンテスト北海道大会

日 時 10月8日（土）

場 所 かでる 2.7・北3条広場

共 催／北海道日中友好協会

(3) サッポロ・インターナショナルナイト（北海道青少年科学文化財団との共催）

45回を記念し彬子女王殿下が「海外で日本を学ぶ」をテーマとした記念講演を行った後、世界各国の留学生がそれぞれの国の歴史や文化、自然や社会、教育事情等について日本の高校生を対象にプレゼンテーションを行い、相互理解を促進する場として開催した。

日 時 12月11日（日） かでる 2.7、京王プラザホテル

参加者 日本人 197名、外国人 29カ国 35名

共 催／北海道青少年科学文化財団



ご講演される彬子様



参加者発表の様子

(4) 国際交流DAY事業

北海道と姉妹・友好提携地域とのより一層の交流拡大を図るため、北海道と共に開催して、各提携記念日等にそれぞれの地域の文化紹介イベントを開催した。

・米国 ハワイ州（5月26日～5月31日 東急百貨店）

・カナダ アルバータ州（9月16日～18日 ANAクラウンプラザホテル千歳）

・タイ チェンマイ県（2月25日 札幌ドーム）

・韓国（2月25日 札幌ドーム）

※以下の地域を合同で実施 慶尚南道／ソウル特別市／釜山広域市／済州特別自治道

・米国 マサチューセッツ州（中止）

・ロシア サハリン州（中止）

・中国 黒竜江省（中止）

(5) 国際交流定例講演会

北海道国際女性協会と共に開催し、定例講演会を開催した。

・第1回 「北海道インターナショナルスクールにおける国際教育」

日 時 9月29日（木）

参加者 35名

・第2回 「ウクライナの文化と暮らしー昔と今ー」

日 時 1月24日（火）

参加者 18名

・第3回 「小さな町ならではの地域に根差した国際交流－ブナ北限の里・黒松内にて」

日 時 3月16日（木）

参加者 15名

国際協力の推進

1 国際協力機構（JICA）研修事業への参画

JICA 北海道国際センター（札幌）が実施する研修事業の一部を受託し、研修実施機関とのカリキュラムの調整や研修のコーディネートを行った。今年度前半は、新型コロナウイルスの影響により来日研修が中止となったことから、オンラインによる遠隔研修等を行った。10月以降に入国規制が緩和されたため、12月以降に実施した2件の研修は訪日研修を実施した。

期 間	研修コース名	人 数
5月 29日～ 7月 15日	課題別（道路維持管理（E））※オンライン実施に加えてマダガスカル国にて在外補完研修実施（6月 12日～ 28日）	6
8月 5日～ 9月 30日	課題別（上水道施設技術総合（B））※オンラインで実施	8
12月 6日～ 12月 16日	マリ国別研修「持続的発展のための地方行政強化」	11
1月 26日～ 2月 14日	フィリピン青年研修「高齢者支援・介護人材育成」	12
5月 6日～ 3月 31日	草の根「ネパール国ポカラ市給配水管業務の体系化を目指した技術協力事業」	－



道路維持管理（E）コース・マダガスカルでの在外補完研修で土のうの締固めを行う研修員

2 海外からの研修員の受入

南米圏の北海道出身移住者の子弟を技術研修員として受け入れ、技術研修を行った。

受 入 2名（ブラジル1、アルゼンチン1）
研修先 酪農学園大学農食環境学群
株式会社ユニファイドエックス

3 国際情報発信事業

道内の多文化共生や国際交流・協力に関する取組などをホームページで紹介した。

国際相互理解の促進

1 国際理解講演会等の開催

会員をはじめ道民の国際理解を深めるため、講演会を開催した。

日 時 2月20日（月）ハイブリッド開催

場 所 札幌ガーデンパレス 2階 丹頂の間

テマ 「今考える避難民・難民・移民」

講 師 立命館大学 大学院 国際関係研究科

教授・研究科長 嶋田 晴行 氏

参加者 61名 あわせてセミナーの模様をYoutubeで配信した。

後 援 北海道、北海道新聞社、毎日新聞社北海道支社



会場の様子



講師 嶋田晴行氏

2 北方圏講座の開催

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する蓄積を学び、地域づくりに関する情報交換を図るため、関係機関と連携しセミナーを開催した。

① 第1回 「フィンランドウイーク特別イベント」

日 時 5月31日（火）

場 所 札幌市民交流プラザ 3階 クリエイティブプラザ

テマ 「フィンランドと北海道の交流と調和」

講 師 駐日フィンランド共和国大使館

特命全権大使 ペッカ・オルパナ 氏

演 奏 カンテレとトンコリによる創作ユカラ

ユニット「ポロ」結城幸司氏、福本昌二氏、佐藤美津子氏

参加者 91名 あわせてセミナーの模様を

Youtubeで配信した。

共 催／北海道フィンランド協会

後 援／在日フィンランド共和国大使館

在札幌フィンランド共和国名誉領事館



ペッカ・オルパナ前特命全権大使

② 第2回 「駐日フィンランド大使講演会」

日 時 11月13日 (日)
場 所 札幌ガーデンパレス 2階 丹頂の間
テーマ 「フィンランドの平等への旅」
講 師 駐日フィンランド共和国大使館
大 使 タンヤ・ヤースケライネン 氏
参加者 77名
共 催／北海道フィンランド協
後 援／在日フィンランド共和国大使館
在札幌フィンランド共和国名譽領事館
公益財団法人 北海道女性協会



講師 タンヤ・ヤースケライネン大使

③ 第3回 「フィンランド独立記念日講演会」

日 時 11月23日 (水・祝)
場 所 かでる 2・7 7階 710室
テーマ 「フィンランドの気候変動対策～カーボンニュートラル・カーボンネガティブに向けて～」
講 師 前在フィンランド日本国大使館
一等書記官 大杉 周作 氏
参加者 33名
共 催／北海道フィンランド協会
後 援／在札幌フィンランド共和国名譽領事館



講師 大杉 周作 氏

④ 第4回 「北極の島グリーンランド」

日 時 3月11日 (土)
場 所 北海学園大学 豊平キャンパス 7号館 D31
テーマ 「気候変動×安全保障×人間社会」
講 師 ①デンマーク国際問題研究所
主席研究員 ウルリック・プラム・ガド (Ulric Pram Gad) 氏
②グリーンランド大学
助教 キビオック・ルウストロム (Qivioq Lovstrom) 氏
参加者 50名
共 催／USPS 科研費 19K20514、
ArCS II 国際政治課題
協 力／北海学園大学法学部、
北海道大学北極域研究センター



講師 キビオック・ルウストロム 氏

3 北太平洋地域研究事業（国際セミナー等の開催）

道内経済団体や交流関係団体、大学等と連携し、北東アジア等の政治経済・外交関係などをテーマとしてシンポジウムを開催した。

第11回 北海道で考える北東アジア国際情勢シンポジウム

日 時 2月6日（月）

形 式 オンライン

テーマ 「日ロ漁業協定セミナー

～ウクライナ戦争下における交渉のゆくえ～」

講 師

報告者 北海学園大学経済学部 教授 濱田 武士 氏

報告者 北海道機船漁業協同組合連合会 常務理事 原口 聖二 氏

コメンテーター 北海道新聞社 編集委員 本田 良一 氏

コメンテーター 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター

教授 岩下 明裕 氏

コーディネーター 北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター

教授 服部 倫卓 氏

参加者 約100名

共 催／北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、NPO法人ロシア極東研

協 力／北海道大学スラブ・ユーラシア研究拠点(EES-SRC)

「国際的な生存戦略研究プラットフォームの構築」プロジェクト

4 外国公館交流促進事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、総会（書面）を除く全ての行事を中止とした。

・総会（書面） 11月下旬

5 「Hoppoken（北方圏）」、年報・HOPPOKEN別冊特別号発行

HOPPOKEN別冊を併載し、特集記事や事業報告などを掲載した。

9月に発行し、会員や関係団体、市町村等へ配付した。

「Hoppoken（北方圏）」誌の発行

会員をはじめとした道民に、国際理解の促進に資する情報や、国際交流等の取組に関する情報提供を目的に、年3回（うち1回別冊）、各1,200部発行した。

①192号 9月発行

- ・特 集－新型コロナ「新薬創出」 日本が突きつけられた敗北
- ・その他－「北海道フィンランドウイーク」を振り返って
- マダガスカル共和国土のうを活用した道路維持管理研修

②193号 3月発行

- ・特 集－「地球上で誰も話さない言葉～古代エジプト神聖文字を学んで」
- ・その他－北方圏講座「新フィンランド大使講演」
- 「災害時多言語支援センター」の活動

③別冊（年報に併載） 9月発行

- ・ウクライナ避難民への支援について
- ・北太平洋地域研究事業「米中対立と北東アジアへの影響～日本の外交を考える～」
- ・ネパール国ポカラ市における JICA 草の根技術協力事業

○ Hoppoken192 号 2022 年 9 月発行

新規特集		「北海道フィンランンド・ウイーク」を振り返って	
北海道開拓	北海道フィンランンド・ウイーク特別ページ	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
駿日(大和諫諭)	「フィンランンド」と北海道の交流と調和	ハイエック国際企画部	ハイエック国際企画部
(解説)	令和4年度 ハイエック通商懇親会	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
マダガスカル共和国	土のうを活用した道路維持管理研修	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
新・北の美 ^⑧	「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
北海道国際化ひま ^⑨	(ATWS)北海道「日本式」を振り返って	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
北海道開拓の歴史 ^⑩	「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
北海道開拓の現状 ^⑪	「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
北海道の観光資源活用法 ^⑫	「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
六花の国の書棚より ^⑬	「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
北海道から世界へ ^⑭	「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
北のさかな ^⑮	「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
タナゴリウミタナゴ ^⑯	「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」	新規特集企画担当者 森田 健	新規特集企画担当者 森田 健
新規特集担当者 森田 健	新規特集担当者 森田 健	新規特集担当者 森田 健	新規特集担当者 森田 健



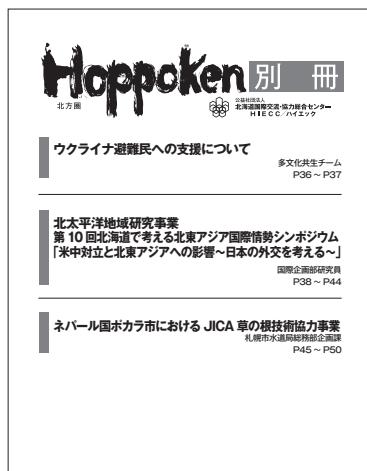
○ Hoppoken193 号 2023 年 3 月発行

北方團講座		卷頭特集	
駐日大使講演 「フィンランドの平等への旅」		地球上で誰も話さない言葉 ～古代エジプト神聖文字を学んで～	
駐日大使講演 「フィンランドの気候変動対策 ～カーボンニュートラル・カーボンネガティブに向けて～」	ハイエック国際企画部 20	駐日大使講演 「フィンランドの気候変動対策 ～カーボンニュートラル・カーボンネガティブに向けて～」	ハイエック国際企画部 20
「境界地域研究ネットワークJAPAN（J-BASN） セミナー2022～危機のなかの環境地域～」	ハイエック国際企画部 22	「境界地域研究ネットワークJAPAN（J-BASN） セミナー2022～危機のなかの環境地域～」	ハイエック国際企画部 22
道内外外国人労働者数 10年で3倍（統計で見る東北）	ハイエック国際企画部 25	道内外外国人労働者数 10年で3倍（統計で見る東北）	ハイエック国際企画部 25
「災害復興・個人支援センター」の活動について	ハイエック国際企画部 30	「災害復興・個人支援センター」の活動について	ハイエック国際企画部 30
高校生世界旅行実験「架け橋・ハイエック・アカデミーについて」	ハイエック国際企画部 31	高校生世界旅行実験「架け橋・ハイエック・アカデミーについて」	ハイエック国際企画部 31
2022年度～2023年度 「持続的発展のための地方行政強化」を受託して「マジンの旅」	ハイエック国際企画部 54	2022年度～2023年度 「持続的発展のための地方行政強化」を受託して「マジンの旅」	ハイエック国際企画部 54
2022年国際移住年 「世界のための留学生・技術修業員について」	ハイエック国際企画部 54	2022年国際移住年 「世界のための留学生・技術修業員について」	ハイエック国際企画部 54
新・北の美 ⁸⁸ 山本多助「バクバストイ」	ハイエック国際企画部 54	新・北の美 ⁸⁸ 山本多助「バクバストイ」	ハイエック国際企画部 54
北海道国際化のいま ²³	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	北海道国際化のいま ²³	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
在札幌「ユーシーランド」名譽領事館 長沼昭夫名譽領事に聞く	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	在札幌「ユーシーランド」名譽領事館 長沼昭夫名譽領事に聞く	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
北海道国際化のいま ²⁴	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	北海道国際化のいま ²⁴	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
在札幌「ユーシーランド」 共和国名譽領事館 戸部謙ルイース名譽総領事に聞く	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	在札幌「ユーシーランド」 共和国名譽領事館 戸部謙ルイース名譽総領事に聞く	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
多季美也絶望と 杉原千鶴私的回憶 第三回	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	多季美也絶望と 杉原千鶴私的回憶 第三回	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
二つの十進法 アルキニーズムの源流を探る	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	二つの十進法 アルキニーズムの源流を探る	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
酒と優しさとジエントルマン	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	酒と優しさとジエントルマン	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
鉄道資源で観光誘致を	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	鉄道資源で観光誘致を	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
六花の国の書棚より 北方団のための読書案内～ 第8回	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	六花の国の書棚より 北方団のための読書案内～ 第8回	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2
北のさかな ハタハタリ鮎	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2	北のさかな ハタハタリ鮎	日本北海道国際化推進会議 中井 貴規 2



年報 2022 HOPPOKEN 別冊

2022年度は年報にHOPPOKEN別冊を併載し、事業報告等の記事を掲載した。



6 國際情報ネットワーク事業

インターネットを活用して國際交流等の情報を集約・蓄積し、広く発信した。Facebookを活用しハイエックや関連団体等の事業をオンラインで告知・報告した。

・ホームページアクセス数 4月～3月 月平均 7,200件

URL: <https://www.hiecc.or.jp/index.html>



ハイエック・ホームページトップ画面



HIECCホームページにリンクしている
北海道外国人相談センターホームページ



ハイエック・Facebook トップ画面

資料

令和5年度 収支予算

令和5年度正味財産増減予算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	5,615,000	5,615,000	11,230,000
受取会費	5,615,000	5,615,000	11,230,000
受取補助金等	93,385,000	0	93,385,000
受取北海道補助金	87,385,000	0	87,385,000
民間助成金	6,000,000	0	6,000,000
受取負担金	1,930,000	200,000	2,130,000
受取負担金	1,930,000	200,000	2,130,000
寄附金収益	3,520,000	0	3,520,000
受取寄附金振替額	3,520,000	0	3,520,000
事業収益	50,469,000	0	50,469,000
北方図誌収益	150,000	0	150,000
外国人相談センター運営事業収益	24,405,000	0	24,405,000
研修事業収益	25,914,000	0	25,914,000
特定資産運用収益	5,416,000	1,000	5,417,000
特定資産運用収益	5,416,000	1,000	5,417,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
雑収益	10,000	10,000	20,000
経常収益計	160,345,000	5,826,000	166,171,000
(2) 経常費用			
事業費	164,981,000	0	164,981,000
役員報酬	3,900,000	0	3,900,000
給料手当	60,652,000	0	60,652,000
福利厚生費	12,195,000	0	12,195,000
臨時雇用費	6,094,000	0	6,094,000
旅費交通費	22,279,000	0	22,279,000
通信運搬費	1,659,000	0	1,659,000
減価償却費	7,000	0	7,000
備品費	406,000	0	406,000
消耗品費	1,719,000	0	1,719,000
修繕費	20,000	0	20,000
印刷製本費	1,724,000	0	1,724,000
燃料費	120,000	0	120,000
食糧費	1,442,000	0	1,442,000
使用料	11,563,000	0	11,563,000
手数料	3,637,000	0	3,637,000
保険料	531,000	0	531,000
広告宣伝費	583,000	0	583,000
委託費	18,907,000	0	18,907,000
諸謝金	3,550,000	0	3,550,000
交際費	460,000	0	460,000
負担金	6,612,000	0	6,612,000
助成金	1,150,000	0	1,150,000
顕彰金	200,000	0	200,000
公課費	2,571,000	0	2,571,000
支援金	3,000,000	0	3,000,000

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費	0	7,378,000	7,378,000
役員報酬	0	1,300,000	1,300,000
給料手当	0	1,090,000	1,090,000
退職給付費用	0	520,000	520,000
福利厚生費	0	382,000	382,000
会議費	0	45,000	45,000
旅費交通費	0	130,000	130,000
通信運搬費	0	191,000	191,000
減価償却費	0	2,000	2,000
消耗品費	0	10,000	10,000
印刷製本費	0	240,000	240,000
食糧費	0	526,000	526,000
使用料	0	1,254,000	1,254,000
手数料	0	286,000	286,000
保険料	0	13,000	13,000
広告宣伝費	0	82,000	82,000
委託費	0	480,000	480,000
諸謝金	0	760,000	760,000
交際費	0	34,000	34,000
負担金	0	6,000	6,000
公課費	0	27,000	27,000
経常費用計	164,981,000	7,378,000	172,359,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,636,000	△ 1,552,000	△ 6,188,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 4,636,000	△ 1,552,000	△ 6,188,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,636,000	△ 1,552,000	△ 6,188,000
一般正味財産期首残高			518,560,000
一般正味財産期末残高			512,372,000
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	5,672,000		
一般正味財産への振替	△ 3,520,000		△ 3,520,000
当期指定正味財産増減額	2,152,000		2,152,000
指定正味財産期首残高	0		0
指定正味財産期末残高	2,152,000		2,152,000
III 正味財産期末残高			514,524,000

(注)

- 1 公益目的事業会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は 622,000 円、使用料のうち行政財産使用料は 2,436,000 円。
- 2 法人会計・福利厚生費のうち専務理事福利厚生費は 207,000 円、使用料のうち行政財産使用料は 813,000 円。
- 3 受取寄附金は、日本国際連合協会北海道本部より使途を指定された寄付金。

令和4年度 収支決算

令和4年度正味財産増減計算書内訳表

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	5,659,445	5,659,445	11,318,890
受取会費	5,659,445	5,659,445	11,318,890
受取補助金等	81,026,400	0	81,026,400
受取北海道補助金	77,526,400	0	77,526,400
受取民間助成金	3,500,000	0	3,500,000
事業収益	47,545,354	2,328,186	49,873,540
北方圏誌収益	111,477	0	111,477
外国人相談センター運営事業収益	27,222,289	0	27,222,289
災害時外国人多言語支援事業収益	2,482,466	0	2,482,466
外国人原子力防災訓練事業収益	299,423	0	299,423
研修事業収益	17,429,699	2,328,186	19,757,885
特定資産運用収益	4,748,966	215	4,749,181
特定資産運用収益	4,748,966	215	4,749,181
雑収益	0	396	396
雑収益	0	396	396
経常収益計	138,980,165	7,988,242	146,968,407
(2) 経常費用			
事業費	139,228,109		139,228,109
役員報酬	3,900,000		3,900,000
給料手当	56,326,030		56,326,030
賞与引当金繰入	2,691,610		2,691,610
福利厚生費	12,025,877		12,025,877
臨時雇用費	8,703,934		8,703,934
旅費交通費	12,708,792		12,708,792
通信運搬費	1,149,389		1,149,389
減価償却費	6,291		6,291
備品費	79,400		79,400
消耗品費	3,264,671		3,264,671
印刷製本費	664,606		664,606
燃料費	28,363		28,363
食糧費	938,351		938,351
使用料	7,491,095		7,491,095
手数料	2,888,643		2,888,643
保険料	360,154		360,154
広告宣伝費	382,800		382,800
委託費	11,077,660		11,077,660
諸謝金	4,968,501		4,968,501
交際費	115,017		115,017
負担金	6,629,825		6,629,825
助成金	500,000		500,000
公課費	2,327,100		2,327,100

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
管理費		7,988,242	7,988,242
役員報酬		1,300,000	1,300,000
給料手当		1,236,540	1,236,540
退職給付費用		862,847	862,847
福利厚生費		445,763	445,763
会議費		10,104	10,104
旅費交通費		100,030	100,030
通信運搬費		187,715	187,715
減価償却費		2,097	2,097
備品費		180,367	180,367
消耗品費		105,130	105,130
印刷製本費		240,328	240,328
食糧費		7,771	7,771
使用料		1,028,279	1,028,279
手数料		820,219	820,219
保険料		12,071	12,071
広告宣伝費		40,000	40,000
委託費		468,768	468,768
諸謝金		836,408	836,408
交際費		71,280	71,280
負担金		7,375	7,375
公課費		25,150	25,150
経常費用計	139,228,109	7,988,242	147,216,351
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 247,944	0	△ 247,944
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 247,944	0	△ 247,944
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
投資有価証券償還益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 247,944	0	△ 247,944
一般正味財産期首残高			541,600,975
一般正味財産期末残高			541,353,031
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高			541,353,031

令和4年度貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	64,933	8,186	56,747
預金	7,218,800	6,092,395	1,126,405
未収金	4,681,097	7,589,785	△ 2,908,688
仮払金	119,530	0	119,530
貯蔵品	151,581	98,148	53,433
流動資産合計	12,235,941	13,788,514	△ 1,552,573
2. 固定資産			
特定資産			
国際交流事業資産	506,776,678	506,722,124	54,554
設立45周年記念事業資産	1,800,000	1,800,000	0
南米移住105周年記念事業資産	2,000,000	2,000,000	0
退職給付引当資産	11,856,066	10,993,219	862,847
特定資産合計	522,432,744	521,515,343	917,401
その他固定資産			
事業調整資金	4,813,212	5,283,212	△ 470,000
運営調整資金	24,942,386	24,942,386	0
什器備品	33,511	41,899	△ 8,388
電話加入権	518,845	518,845	0
その他固定資産合計	30,307,954	30,786,342	△ 478,388
固定資産合計	552,740,698	552,301,685	439,013
資産合計	564,976,639	566,090,199	△ 1,113,560
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,948,854	10,881,943	△ 1,933,089
預り金	127,078	2,000	125,078
賞与引当金	2,691,610	2,612,062	79,548
流動負債合計	11,767,542	13,496,005	△ 1,728,463
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,856,066	10,993,219	862,847
固定負債合計	11,856,066	10,993,219	862,847
負債合計	23,623,608	24,489,224	△ 865,616
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	541,353,031	541,600,975	△ 247,944
正味財産合計	541,353,031	541,600,975	△ 247,944
負債及び正味財産合計	564,976,639	566,090,199	△ 1,113,560

公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター定款

第1章 総 則

(名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（略称「ハイエック（HIECC）」）と称する。

(事 務 所) 第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的) 第3条 この法人は、北海道における国際活動の総合的、かつ、中核的な拠点として、世界各国との国際交流や国際協力活動などを通じて北海道の国際化の推進を図ることにより、豊かで活力ある地域社会を実現し、もって、北海道の発展に寄与することを目的とする。

(事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の推進
- (2) 国際相互理解の推進
- (3) 国際協力の推進
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員) 第5条 この法人は、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(1) 個人会員

- ① 一般会員 次の②、③及び④以外の個人
- ② 学生等会員
- ③ 主婦（夫）等会員
- ④ シニア会員

(2) 法人等会員

- 2 前項に定める会員の要件並びに会員の入会及び退会に関し、必要な事項は、総会において定める入会及び退会規程（以下、「入会・退会規程」という。）で定める。
- 3 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得) 第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会・退会規程に定めるところにより会長に入会の申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担) 第7条 この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員は、次の年会費を納めなければならない。

(1) 個人会員

- | | | | |
|------------|-----|---------|-------|
| ① 一般会員 | 1 口 | 5,000 円 | 1 口以上 |
| ② 学生等会員 | 1 口 | 2,000 円 | 1 口以上 |
| ③ 主婦（夫）等会員 | 1 口 | 2,000 円 | 1 口以上 |
| ④ シニア会員 | 1 口 | 2,000 円 | 1 口以上 |

(2) 法人等会員

1 口 10,000 円 1 口以上

第8条 会員は、会長に入会・退会規程で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由のあるとき。

(会員資格の喪失) 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

- (構 成) 第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- (権 限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催) 第13条 総会は、通常総会として毎年度事業終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。
- (招 集) 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- (議 長) 第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から総会において選出された者がこれに当たる。
- (議 決 権) 第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。
- (決 議) 第17条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
- (議 事 錄) 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会員又は理事のうちから総会において選出された議事録署名人2名以上が議事録に記名押印する。

第5章 役 員

- (役員の設置) 第19条 この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事 15名以上25名以内
(2) 監事 2名以内
2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。
3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- (理事の職務 及び権限) 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めることにより、この法人の業務を分担執行する。
3 副会長は、会長を補佐する。
4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務 及び権限) 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (役員の任期) 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- (役員の解任) 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等) 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において別に定める額の範囲内で、総会において定める役員報酬等規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。
2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構 成) 第26条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限) 第27条 理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催及び招集) 第28条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議 長) 第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、出席した理事の中から理事会において選出された者がこれに当たる。

(決 議) 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 錄) 第31条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧 問

(顧 問) 第32条 この法人に、任意の機関として、顧問 10名以内を置くことができる。
2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
3 顧問の任期には、第23条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。
4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章 附 屬 機 関

(附 屬 機 関) 第33条 北海道における国際交流活動の原点となった北方圏構想の精神と成果を将来にわたり引継いでいくため、附属機関として北方圏センターを置く。
2 北方圏センターに、センター長を置く。
3 センター長は会長の兼務とし、専務理事がセンター長の職務を補佐する。
4 センターの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(国際交流 事業資産) 第34条 この法人に、第4条に規定する公益事業を行うために、国際交流事業資産を置く。
2 前項の資産は、これを処分することができない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の承認を経て、取崩し、公益事業の費用に充てることができる。

(資産の管理) 第35条 前条に定めるものほか、この法人の資産の管理について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事 業 年 度) 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び 収支予算) 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告 及び決算) 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散

- (定款の変更) 第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
- (解散) 第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- (公益認定の取消等に伴う贈与) 第41条 この法人が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- (残余財産の帰属) 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

- (設置等) 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第12章 補 則

- (委任) 第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。
- (公告の方法) 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をできない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は札幌市厚別区もみじ台西7丁目6番5号南山英雄、業務執行理事は高橋了とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款施行のときに変更前の社団法人北方圏センター定款第6条第2号に規定する特別会員であった者は、第5条第3項の規定にかかわらず、法人法上の社員とする。

附 則

定款第19条の変更は、総会の決議があった日（令和3年6月28日）から施行する。

北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

(令和5年4月1日現在)

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
札幌市	ポートランド	アメリカ(オレゴン)	昭34. 11. 17	姉妹都市
	ミュンヘン	ドイツ(バイエルン)	昭47. 8. 28	姉妹都市
	瀋陽	中国(遼寧省)	昭55. 11. 18	友好都市
	ノボシビルスク	ロシア(ノボシビルスク)	平2. 6. 13	姉妹都市
	大田広域市	韓国	平22. 10. 22	姉妹都市
函館市	ハリファックス	カナダ(ノバスコシア)	昭57. 11. 25	姉妹都市
	ウラジオストク	ロシア(沿海地方)	平4. 7. 28	姉妹都市
	レイク・マコーリー	オーストラリア(ニュー・サウス・ウェールズ)	平4. 7. 31	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	平9. 9. 27	姉妹都市
	天津	中国	平13. 10. 18	友好交流都市
	高陽	韓国(京畿道)	平23. 8. 1	姉妹都市
小樽市	ナホトカ	ロシア	昭41. 9. 12	姉妹都市
	ダニーデン	ニュージーランド	昭55. 7. 25	姉妹都市
	ソウル特別市江西区	韓国	平22. 7. 22	姉妹都市
旭川市	ブルーミントン	アメリカ(イリノイ)	昭37. 10. 11	姉妹都市
	ノーマル	アメリカ(イリノイ)	昭62. 7. 7	姉妹都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	昭42. 11. 10	友好都市
	水原	韓国(京畿道)	平元. 10. 17	姉妹都市
	哈爾濱	中国(黒龍江省)	平7. 11. 21	友好都市
室蘭市	ノックスビル	アメリカ(テネシー)	平3. 1. 16	姉妹都市
	日照	中国(山東省)	平14. 7. 26	友好都市
釧路市	バーナビー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭40. 9. 9	姉妹都市
	ホルムスク	ロシア(サハリン)	昭50. 8. 27	姉妹都市
帯広市	スワード	アメリカ(アラスカ)	昭43. 3. 27	姉妹都市
	朝陽	中国(遼寧省)	平12. 11. 17	友好都市
	マディソン	アメリカ(ウィスコンシン)	平18. 10. 25	姉妹都市
北見市	エリザベス	アメリカ(ニュージャージー)	昭44. 6. 12	姉妹都市
	ポロナイスク	ロシア(サハリン)	昭47. 8. 13	友好都市
	晋州	韓国(慶尚南道)	昭60. 5. 16	姉妹都市
	バーへッド	カナダ(アルバータ)	平3. 7. 4	姉妹都市
夕張市	撫順	中国(遼寧省)	昭57. 4. 19	友好都市
岩見沢市	ポカテロ	アメリカ(アイダホ)	昭60. 5. 20	姉妹都市
	キャンビー	アメリカ(オレゴン)	平元. 7. 19	姉妹都市
網走市	ポートアルバーニ	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭61. 2. 9	姉妹都市
留萌市	ウラン・ウデ	ロシア(ブリヤート共和国)	昭47. 7. 5	姉妹都市
苫小牧市	ネーピア	ニュージーランド	昭55. 4. 22	姉妹都市
	秦皇島	中国(河北省)	平10. 9. 1	友好都市
稚内市	ネベリスク	ロシア(サハリン)	昭47. 9. 8	友好都市
	バギオ	フィリピン(コルディラエラ行政地域)	昭48. 3. 20	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	平3. 7. 2	友好都市
	ユジノサハリンスク	ロシア(サハリン)	平13. 9. 9	友好都市
芦別市	シャーロットタウン	カナダ(プリンスエドワードアイランド州)	平5. 7. 1	姉妹都市
江別市	グレシャム	アメリカ(オレゴン)	昭52. 5. 20	姉妹都市

市町村名	提携都市(州)名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
赤平市	三陟	韓国(江原道)	平9.7.18	友好都市
	岳陽市汨羅市	中国(湖南省)	平11.9.30	友好都市
紋別市	ニューポート	アメリカ(オレゴン)	昭41.4.8	姉妹都市
	コルサコフ	ロシア(サハリン)	平3.1.12	姉妹都市
	フェアバンクス	アメリカ(アラスカ)	平3.2.8	姉妹都市
士別市	ゴールバーン・マルワリー	オーストラリア(ニューサウスウェールズ)	平11.7.3	姉妹都市
名寄市	カワーサレイクス	カナダ(オンタリオ)	昭44.8.1	姉妹都市
	ドーリンスク	ロシア(サハリン)	平3.3.25	友好都市
根室市	シトカ	アメリカ(アラスカ)	昭50.12.19	姉妹都市
	セベロクリリスク	ロシア(サハリン)	平6.1.27	姉妹都市
千歳市	アンカレジ	アメリカ(アラスカ)	昭44.4.21	姉妹都市
	コングスベルグ	ノルウェー(ブスケルー県)	昭63.8.31	友好親善都市
	長春	中国(吉林省)	平16.10.11	友好親善都市
滝川市	スプリングフィールド	アメリカ(マサチューセッツ)	平5.8.7	姉妹都市
深川市	アボツフォード	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平10.9.14	姉妹都市
富良野市	シュラートミンク	オーストリア(シュタイナーマルク)	昭52.2.23	友好都市
登別市	サイパン	アメリカ(北マリアナ諸島)	平18.11.20	友好都市
	ファボー・ミッドフュン	デンマーク(南デンマーク地域)	平19.6.10	友好都市
	広州	中国(広東省)	平24.11.15	友好都市
恵庭市	ティマル	ニュージーランド(カンタベリー地方)	平20.2.13	姉妹都市
伊達市	レイク・カウチン	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平元.10.6	姉妹都市
	漳州	中国(福建省)	平22.4.7	友好都市
石狩市	キャンベルリバー	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭58.10.24	姉妹都市
	ワニノ	ロシア(ハバロフスク)	平5.6.3	姉妹都市
	彭州	中国(四川省)	平12.10.24	姉妹都市
奈井江町	ハウスヤルビ	フィンランド(ハメ)	平7.4.1	友好都市
上砂川町	スパーウッド	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭55.9.23	姉妹都市
沼田町	ポートハーディ	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	平6.9.3	姉妹都市
当別町	レクサンド	スウェーデン(ダーラナ)	昭62.10.5	姉妹都市
蘭越町	ザールフェルデン	オーストリア(ザルツブルグ)	昭44.10.15	姉妹都市
俱知安町	サンモリツツ	スイス(グラウビュンデン)	昭39.3.19	姉妹都市
積丹町	シーサイド	アメリカ(オレゴン)	昭41.5.17	姉妹都市
余市町	イースト・ダンバートンシャイア	イギリス(スコットランド)	平9.11.11	姉妹都市
壯瞥町	ケミヤルヴィ	フィンランド(ラップランド)	平5.5.22	友好都市
白老町	ケネル	カナダ(ブリティッシュ・コロンビア)	昭56.7.13	姉妹都市
新ひだか町	レキシントン	アメリカ(ケンタッキー)	昭63.7.21	姉妹都市
七飯町	コンコード	アメリカ(マサチューセッツ)	平9.11.15	姉妹都市
せたな町	ハンフォード	アメリカ(カリフォルニア)	平3.8.11	姉妹都市
鷹栖町	ゴールドコースト	オーストラリア(クイーンズランド)	平7.11.18	姉妹都市
上川町	ロッキー・マウンテン・ハウス	カナダ(アルバータ)	昭59.6.21	姉妹都市
東川町	キャンモア	カナダ(アルバータ)	平元.7.12	姉妹都市
	ルーエナ	ラトビア(ヴァルミエラ)	平20.7.17	姉妹都市
	アニワ市	ロシア(サハリン)	令元.9.18	姉妹都市
上富良野町	カムローズ	カナダ(アルバータ)	昭60.9.5	友好都市

市町村名	提携都市（州）名	国・地域名	提携年月日	提携の種類
占冠村	アスペン	アメリカ（コロラド）	平3. 8. 29	姉妹都市
剣淵町	バルカマヨ	ペルー共和国（フニン県）	平23. 7. 6	姉妹都市
	タルマ	ペルー共和国（フニン県）	平27. 9. 28	姉妹都市
下川町	ケノーラ	カナダ（オンタリオ）	平13. 2. 16	友好都市
美深町	アシュクラフト	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平6. 7. 23	友好都市
遠別町	キヤッスルガー	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平元. 6. 21	姉妹都市
天塩町	ホーマー	アメリカ（アラスカ）	昭59. 4. 7	姉妹都市
	トマリ	ロシア（サハリン）	平4. 7. 28	友好都市
猿払村	オジョルスキー	ロシア（サハリン）	平2. 12. 25	姉妹村
美幌町	ケンブリッジ	ニュージーランド（ワイパ地区）	平9. 10. 12	友好姉妹都市
津別町	二水郷	台湾（彰化県）	平24. 10. 8	友好都市
清里町	モトエカ	ニュージーランド（タスマン地区）	平9. 9. 7	友好都市
佐呂間町	パーマ	アメリカ（アラスカ）	昭55. 10. 28	姉妹都市
遠軽町	バストス	ブラジル（サンパウロ）	昭47. 10. 18	姉妹都市
	モアラン・アン・モンターニュ	フランス（ランシュ・コンテ州ジュラ県）	平10. 5. 22	姉妹都市
湧別町	ホワイトコート	カナダ（アルバータ）	平10. 7. 17	友好都市
	セルワイン	ニュージーランド（カンタベリー地方）	平12. 7. 14	友好都市
興部町	ステットラー	カナダ（アルバータ）	平2. 6. 26	友好姉妹都市
鹿追町	ストニイプレイン	カナダ（アルバータ）	昭60. 8. 26	姉妹都市
芽室町	トレーシー	アメリカ（カリフォルニア）	平元. 8. 5	姉妹都市
大樹町	高雄市大樹区	台湾	平27. 9. 1	友好交流
広尾町	フログン	ノルウェー（アーケシュフース）	平8. 10. 22	友好交流
池田町	ペンティクトン	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	昭52. 5. 19	姉妹都市
豊頃町	サマーランド	カナダ（ブリティッシュ・コロンビア）	平8. 6. 11	姉妹都市
本別町	ミッチャエル	オーストラリア（ビクトリア）	平3. 9. 15	姉妹都市
足寄町	ウエタスキワイン	カナダ（アルバータ）	平2. 9. 15	姉妹都市
陸別町	ラコーム	カナダ（アルバータ）	昭61. 7. 5	姉妹都市
厚岸町	クラレンス	オーストラリア（タスマニア）	昭57. 2. 9	姉妹都市
白糠町	烏来区	台湾（新北市）	平29. 7. 14	友好交流
別海町	バッサーブルク	ドイツ（バイエルン）	昭54. 5. 10	姉妹都市

※ 参考

北海道	アルバータ	カナダ	昭55. 10. 17	姉妹提携
	黒竜江省	中国	昭61. 6. 13	友好提携
	マサチューセッツ	アメリカ	平2. 2. 7	姉妹都市
	サハリン	ロシア	平10. 11. 22	姉妹提携
	釜山広域	韓国	平17. 12. 14	友好交流
	慶尚南道	韓国	平18. 6. 7	友好交流
	ソウル特別市	韓国	平22. 10. 15	友好交流
	チエンマイ県	タイ	平25. 2. 26	友好交流
	済州特別自治道	韓国	平28. 1. 12	友好交流
	ハワイ	アメリカ	平29. 5. 8	友好交流

道内外外国公館

公館名	住所	電話番号	開設年月
在札幌アメリカ合衆國総領事館	〒064-0821 札幌市中央区北1条西28丁目	011-641-1115～7	昭和27.6
駐札幌大韓民国館	〒060-0002 札幌市中央区北2条西12丁目1～4	011-218-0288	昭和41.6
在札幌ロシア連邦総領事館	〒064-0914 札幌市中央区南14条西12丁目2～5	011-561-3171～2	昭和42.10
	函館事務所 〒040-0054 函館市元町14～1	0138-24-8201	平成15.9
中華人民共和国駐札幌館	〒064-0913 札幌市中央区南13条西23丁目5～1	011-563-5563	昭和55.9
カナダ政府通商事務所	〒060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 MMS札幌駅前ビル5F	011-281-6565	平成17.12

道内名誉領事館

領事館名	住所	代表者	開設年月
在札幌フィリピン共和国名誉総領事館	〒063-0841 札幌市西区八軒1条西1丁目2～10 日本食品製造合資会社内 011-614-8090	名誉総領事 戸部 謙ルイス	開設 昭和58.6
在札幌カナダ名誉領事館	〒064-0820 札幌市中央区大通26丁目1～3 ビッグパレス円山2階 カナダプレイス内 011-643-2520	名誉領事 井原 慶児	開設 平成8.11
在札幌スペイン王国名誉領事館	〒060-8661 札幌市中央区大通西3丁目7 株式会社北洋銀行内 011-261-4288	名誉領事 石井 純二	開設 平成11.1
在札幌リトアニア共和国名誉領事館	〒060-0042 札幌市中央区大通11丁目4 大通藤井ビル内 011-221-3939	名誉領事 藤井 將博	開設 平成16.7
在札幌フランス名誉領事館	〒060-0062 札幌市中央区南2条西5丁目10～2 南2西5ビル2階 札幌アリアンス・フランセーズ内 011-261-2771	名誉領事 古野 重幸	再開 平成19.11
在釧路ベトナム社会主義共和国名誉領事館	〒085-0847 釧路市大町1丁目1～10 大町ビル5階 大栄産業株式会社内 0154-44-1040	名誉領事 中島 太郎	開設 平成22.11
在釧路ミクロネシア連邦名誉総領事館	〒084-0905 釧路市鳥取南5丁目12～5 サイタスビル2階 株式会社三ツ輪商会内 0154-61-5151	名誉領事 栗林 延次	開設 平成22.12
在札幌グアテマラ共和国名誉領事館	〒001-0019 札幌市北区北19条西3丁目なごやビル 名越税務会計事務所内 011-716-7412	名誉領事 名越 隆雄	開設 平成23.4
在札幌アイルランド名誉領事館	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目4 タキモトビル3階 011-221-2451	名誉領事 笠間 聖司	開設 平成24.11
在札幌デンマーク王国名誉領事館	〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1 株式会社北海道銀行内 011-233-1256	名誉領事 堰八 義博	再開 平成25.2
在札幌モンゴル国名誉領事館	〒060-0004 札幌市中央区北4条西16丁目1 第一ビル8階 札幌第一興産株式会社内 011-611-2626	名誉領事 武部 勤	再開 平成26.6
在室蘭パプアニューギニア名誉領事館	〒051-0023 室蘭市入江1番19号 株式会社栗林商会内 0143-24-7011	名誉領事 栗林 和穂	開設 平成27.9
在江別（北海道）フィジー共和国名誉領事館	〒067-0022 江別市江別太305-15 株式会社北翔内 011-382-8459	名誉領事 清水 誓幸	開設 平成29.12
在札幌ブラジル連邦共和国名誉領事館	〒001-0012 札幌市北区北12条西4丁目2-12 グランズオサムラビル706 011-600-4693	名誉領事 モニカ・ヤマウチ	再開 令和元.8
在函館ラオス人民民主共和国名誉領事館	〒040-0063 函館市若松町7-15 函館商工会議所内 0138-23-1181	名誉領事 久保 俊幸	開設 令和元.12
在札幌インドネシア共和国名誉領事館	〒065-8610 札幌市東区北19条東1-1-1 株式会社中山組本社内 011-741-7111	名誉領事 中山 茂	再開 令和2.11
在札幌ガーナ共和国名誉領事館	〒060-8640 札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル6階 北海道二十一世紀総合研究所 011-231-3053	名誉領事 石井 至	開設 令和3.5
在函館ベラルーシ共和国名誉領事館	〒040-0013 函館市千代台町12-25 株式会社アンサー内 0138-83-1176	名誉領事 松浦 勝人	開設 令和3.6

領事館名	所在地	代表者	開設年月
在函館パラグアイ共和国 名 誉 領 事 館	〒 041-0834 函館市東山町 185-1 株式会社アサヒ商会内 0138-33-5877	名誉領事 齊藤 巍	開設 令和 3. 8
在札幌チエコ共和国 名 誉 領 事 館	〒 060-8606 札幌市中央区北 1 条東 4-8-1 サッポロファクトリー フロンティア館 3 階 サッポロビール株式会社内 011-218-8033	名誉領事 野村 真弘	開設 令和 3. 9
在札幌ニュージーランド 名 誉 領 事 館	〒 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 10 丁目 2-7 wall 202 号室 株式会社きのとや内 011-596-6835	名誉領事 長沼 昭夫	再開 令和 3. 9
在札幌ウガンダ共和国 名 誉 領 事 館	〒 005-0015 札幌市南区真駒内泉町 3 丁目 1-7-506 090-7517-6088	名誉領事 亀田 和明	開設 令和 3. 12
在札幌ベルギー王国 名 誉 領 事 館	〒 064-8620 札幌市中央区南 9 条西 5 丁目パーク 9.5 ビル 株式会社セコマ内 011-511-2870	名誉領事 赤尾 洋昭	再開 令和 4. 2
在札幌ノルウェー王国 名 誉 領 事 館	〒 064-8505 札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2-1 マルスイホールディング株式会社内 011-643-1234	名誉領事 武藤 修	再開 令和 4. 5
在札幌ベトナム社会主義 共和国 名 誉 領 事 館	〒 064-8560 札幌市中央区南 8 条西 15 丁目 2-1 道路工業株式会社内 011-596-9921	名誉領事 中田 隆博	開設 令和 4.10.20
在札幌タイ王国 名 誉 領 事 館	〒 011-0907 札幌市北区新琴似 7 条 1 丁目 2-39 ニトリビル 4 階 ニトリバブリック株式会社内 011-797-7341	名誉領事 荒井 功	開設 令和 5. 1.20
在札幌スウェーデン王国 名 誉 領 事 館	〒 060-0807 札幌市北区北 7 条西 1 丁目 2-6 NCO 札幌 14 階 デラバル株式会社内 011-738-2319	名誉領事 中野 省吾	再開 令和 5. 3. 1
在札幌フィンランド 名 誉 領 事 館	〒 065-4601 札幌市東区北 21 条東 7 丁目 1-28 株式会社バーグマン内 011-350-7337	名誉領事 笠間 聖司	再開 令和 5. 4. 1

在日大使館（北方圏交流及び南米圏交流に關係する国々）

大使館名	住 所	電話番号
アルゼンチン共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布 2-14-14	03-5420-7101
ブラジル連邦共和国大使館	〒107-8633 東京都港区北青山 2-11-12	03-3404-5211
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂 7-3-38	03-5412-6200
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33	03-3403-3388
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町 29-6	03-3496-3001
フィンランド共和国大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布 3-5-39	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布 4-5-10	03-5791-7700
大韓民国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布 1-2-5	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町 21-4	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布 5-12-2	03-6408-8100
パラグアイ共和国大使館	〒102-0082 東京都千代田区一番町 2-2 一番町第 2 TG ビル 7 階	03-3265-5271
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台 2-1-1	03-3583-4224
スウェーデン王国大使館	〒106-0032 東京都港区六本木 1-10-3-100	03-5562-5050
英國大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町 1	03-5211-1100
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂 1-10-5	03-3224-5000
欧洲連合代表部	〒106-0047 東京都港区南麻布 4-6-28 ヨーロッパ・ハウス	03-5422-6001

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

特 集

「多文化共生キーパーソンネットワーク連携事業」が 出入国在留管理庁長官より賞詞受領

多文化共生チーム
P36～P37

北方圏交流の未来：可能性と課題

北海道大学北極域研究センター
P38～P40

双方向の学び合いから多文化共生へ

北海道国際女性協会 (HIWA)
P41～P43

「多文化共生キーパーソンネットワーク連携事業」 出入国在留管理庁長官より賞詞受領

多文化共生チーム

令和5年6月7日、札幌出入国在留管理局局長室にて、HIECCの事業の一つである「多文化共生キーパーソンネットワーク連携事業」が評価され、出入国在留管理庁長官からの賞詞が渡された。

出入国在留管理庁では、在留外国人との共生社会の推進に努めており、その一環として、在留外国人との日常生活面での交流やコミュニケーションの拡大等を図るとともに、創意工夫に富んだ取組を行う個人又は団体に対して、賞詞を贈ることとしている。今回、全国で賞詞を受けたのは8団体（事業）。

賞詞を受けたハイエックの事業は、広域な北海道において災害が発生した際、情報弱者となりやすい在住外国人への災害に関する情報発信等に関し、特に国際交流等の団体が不在の道内各地域で生活する外国人コミュニティとつながりのあるキーパーソンを介し、発信することに着想したことが評価されたかたちだ。

《北海道で生活する外国人》

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、在留外国人数は一時減少したものの、昨年後半ころから感染が徐々に収束へ向かったことから、日本全国で滞在する外国人も増加に転じた。出入国在留管理庁の統計によると、全国の在留外国人数は、307万人超（2022年12月末現在）と過去最高を記録。本道で生活する外国人も45,491人と過去最多となり、今後も増加することが見込まれる。

在留資格の主な内訳をみると、技能実習（1～3号、各イ・ロ）が最多で11,035人、次いで永住者が6,269人、そして特定技能1号は5,310人と顕著に増加している。令和3年末には約3,100人まで減少した留学生も、4,868人まで回復し増えている。

国籍は、ベトナムが10,582人と最も多く、次に中国の9,050人、韓国の4,149人となっているが、ここ数年で急増しているのがインドネシアで2,829人となり、本道に住む外国人の出身国も年々変化している。

《災害時と外国人》

北海道南西沖地震による津波等の被害を受けて、今年で30年を迎えた。この30年間、本道においても、十勝沖地震、有珠山噴火、佐呂間町竜巻、北海道胆振東部地震など、さまざまな自然災害が発生しており、特に胆振東部地震の際には、都市部に滞在する外国人観光客をはじめ多くの外国人が被災し、その対応に関する課題が顕著となった。

災害時における外国人支援は、全国でも常に喫緊の課題となっている。ひと言で「外国人」といっても、本道の状況も前述のとおり国籍はさまざま、使用言語も千差万別であることに加え、出身国によってはこれまで経験したことのない災害に日本で初めて遭遇する可能性もあり、災害等の知識についてもバラバラである。

例えば、「震度7の地震が発生しました」という情報を受けたとしても、「震度7」がどの程度の危機的な状況か、「避難して下さい」と言われても、一体どこに避難すれば良いのかなど、単に情報を多言語化し言葉を置き換えただけでは避難行動に移せないことから、特に日本語を理解しない外国人への支援は必須となる。

一方、我々とともに平時の防災訓練や研修に参加する外国人住民は、災害時に必要な行動などを知識として備えていることから、災害時に援護される側から支援する側にまわることができ、地域の貴重かつ心強い支援の担い手となる。

そのようなことから、災害時の情報を外国人コミュニティに届け、避難行動に繋げてくれるキーパーソンは、その貴重な担い手の一部となることが期待される。

《北海道庁との災害時の協定》

令和4年7月1日付で、北海道庁とハイエックは「災害時の外国人支援に関する協定」を締結した。

この協定は、北海道内で地震、風水害その他の大規模災害等が発生した場合、道内に在住する外国人の支援について、道からの要請のもと「北海道災害時外国人支援センター」をハイエック内に設置し、次の活動を行うこととしている。

【支援活動】

- ・災害情報等の多言語発信
- ・北海道在住外国人からの相談及び問合せへの多言語対応
- ・避難所巡回による外国人の避難状況等の把握と市町村とへの情報提供
- ・「北海道多文化共生多言語サポートー」等への活動要請
- ・その他、外国人の支援のために必要となること

本協定に関する活動の一つである、災害情報等の多言語発信は、道内各地に散住する外国人住民に確実に情報を届けるために、キーパーソンはハイエックの役割を果たすための一助となる。

今後も現在のキーパーソンと研修や訓練を重ね、万が一に発生する災害に備えていきたい。

【道内在住外国人キーパーソンとの連携イメージ】

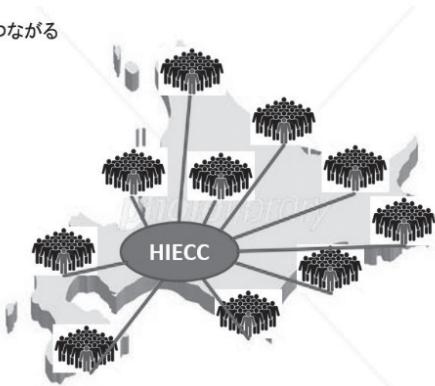
地域在住の外国人コミュニティにつながる
外国人キーパーソンとの連携

平常時

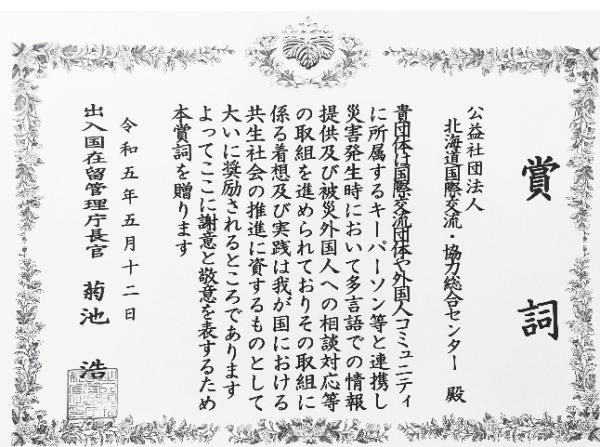
- ・地域防災訓練への参加及び呼掛け
- ・災害センターとしての登録／研修
- ・各種多文化共生事業への参加
- ・移動相談会の周知協力

発災時

- ・コミュニティへの行政情報(多言語)情報発信の協力
- ・避難所巡回への協力
- ・その他外国人支援に必要な活動への協力



キーパーソンの連携イメージ



賞詞



研修の様子（オンライン）

北方圏交流の未来：可能性と課題

北海道大学北極域研究センター
ユハ・サウナワーラ准教授

国際的な協力や活動は、国や中央政府だけが行うものではない。地方政府も国際的なパートナーとの交流に直接携わり、国の政策立案と実施に影響を与えることがある。中央政府から託された役務や機能を果たす中で、地方政府は様々な公式・非公式のチャンネルを通じて独自の政策イニシアティブの提案や推進が可能である。地方政府による国際的な活動は、マルチレベル・ガバナンス、パラディプロマシー、2レベルゲームといった考え方で分析されることが多い。

北海道ならびに道内を拠点とする関係者は、北方の地域や自治体、都市による協力の先駆者である。1970年代初頭には「北海道総合開発計画」に北方圏構想の考え方が組み込まれ、1974年には札幌で「北方圏環境会議」が開催された。こうして始まった協力関係が1991年の北方圏フォーラム（Northern Forum）創設につながり、北方地域において国境を越えた地域間協力を促進してきた。北海道は20年間にわたり、組織の主要な柱としての役割を果たしてきた。また札幌市では、1982年に第1回北方都市会議が開催された。その目的は、参加都市に共通する寒冷な気候に関する諸問題を解決するため、国際的な協力関係を発展させることだ。こうした取組は1990年代中頃には持続的な組織となり、2004年に「世界冬の都市市長会」と改名された。道内の自治体も積極的に北方の都市や自治体との姉妹都市協定を締結していった。

北方地域による国際協力には、例えば地球温暖化とその影響に関する課題などにおいて長年の関係とさらなる必要性があるが、こうした協力を支える既存の組織は深刻な困難に直面している。本稿では様々な国際協力・交流の枠組みに関する現状分析を行い、地域間協力の新たな可能性を明らかにする。

地域間協力における課題

これまで様々な組織が北方地域や諸都市の間の国際協力を支援してきた。例えば北方圏フォーラムは北方地域における持続可能な開発と生活の質の向上に取り組んでおり、北極評議会にはオブザーバーとして参加している。事務局はロシア連邦ヤクーツク（サハ共和国）に置かれており、新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う渡航制限、また2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻は、組織にとって大きな課題を突きつけることになった。とはいえ、こうした波乱は今に始まったことではない。2000年代終盤から2010年代初頭にかけて、かつて事務局のホスト地域だったアラスカなど重要な役割を果たしてきた地域の多くが北方圏フォーラムを退会した。このため、北方圏フォーラムはロシアが優勢な組織となった。2010年代終盤から2020年代初頭にかけては、ロシア以外の地域もフォーラムに戻り、戦略の軌道修正を支援した。北海道は2013年に退会してから再入会していないが、北海道国際交流・協力総合センターはフォーラムのビジネス会員として活動している。

2022年2月の開戦後、フィンランドのラップランドは議長国プログラムの実施を停止した。会員だったラップランド地域評議会も、ビジネス会員だったラップランド商工会議所も、フォーラムを退会している。アイスランドのアーケレイリ市も正式に退会し、アラスカは今後数年間の公式活動の停止を表明している。一方で、北方圏フォーラムはアジア地域との協力強化に向けた新たな戦略を作成した。韓国の江原道がフォーラムとの関係構築に関心を

示していると報じられる一方で、特筆すべき点として、ロシアのある地域 – ハバロフスク地方 – が、自らは北極圏に属さないとして退会を決定した。新たな戦略の実施は不透明だが、北方圏フォーラムのアジア・シフトが日本や韓国から広く共感を得るとは考えにくい。このため、新たなアプローチの対象は中国や北朝鮮の地域になるかもしれない。

1990年代に遡ると、バレンツ・ユーロ北極評議会、バレンツ地域評議会を中心に構築されたバレンツ協力は深刻な困難に直面していた。北欧の地域間協力は続いていたが、ロシアのパートナーの不在はバレンツ地域協力の意義に疑問を投げかけていた。結局、既に組織の多くが北欧の国や地域の協力を促進するために指定されていた。

世界冬の都市市長会の活動にも戦争の影響があった。2023年にはロシア連邦ノリリスクで市長会議の開催が予定されていたが、世界冬の都市市長会の加盟都市の中には2019年に創立された北極市長フォーラム（Arctic Mayors Forum）に加わる都市もあり、新たな取組として北極圏の都市やコミュニティに暮らす人々により大きな声を届けようとしている。北極市長フォーラムは北極評議会のオブザーバーを目指している。北極市長フォーラムでは開戦前よりロシアからの会員の不在が課題とされていたが、今や北極圏の大都市の市長が参加する可能性は遠のいてしまった。北極評議会の活動の多くは停止しており、近い将来に新たなオブザーバーを増やす見込みもなさそうだ。一方で、北極市長フォーラムは非・北極圏の都市との協力にも関心を示している。

こうした課題に直面しながらも、地方政府は学術研究者やNGOとともに、将来的に再び北極圏の協力が可能となる時に先駆的な役割を担う主体として想定されている。

GXとDX：北方地域における可能性は？

北方地域間協力の基盤は冷戦終結以降で最も不安定な時期にあるが、将来的な協力関係を示唆する要素もある。気候変動との闘いや、現在推進されているグリーン・トランスフォーメーション（GX）は多くの北方地域にとって新たな可能性を提示している。エネルギー転換の形態は北方の各地域によって異なるだろうが、多くの地域が風力発電、太陽光発電、バイオマスエネルギー、水素エネルギー、小型モジュール原子炉へ共通の関心を持っている。各地域はベンチマークの設置やベストプラクティスの共有により、土地利用をめぐる対立や新たなインフラが環境に与える影響など、GXに関する課題に対応できる。

北方地域が関心を引く理由として、住民や天然資源のほかに地価の手頃さがある。非居住地域の土地に対するアプローチは、寒冷気候へのアプローチに似ているといえる。寒冷気候はデメリットとして捉えられてきたが、近年は冬季の観光客を誘致したり、データセンターの冷却に寄与したり、過酷な条件下での車やタイヤのテストを可能にしたりといった資産として見なされることが多い。とはいえ北方地域も「資源の呪い」については意識したほうが良い。単に未加工の原料（この場合、電力）を輸出するだけではなく、発電を活用した産業に投資を誘致するような道を模索すべきである。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）は大都市を中心としたプロセスとして見られることが多く、デジタルサービスが遠隔地域の物理的サービスにとって脅威になると見なされることもある。しかしサービスが不在の状態と比較すると、デジタルサービスは人口減少に苦しむ地域にとって明らかに良い選択である。例えば北欧諸国やアラスカの地域ではこれまでEヘルスケアやEラーニングを快く受け入れ、こうしたサービスの開発において

先駆的役割を担ってきた。リモートワークやサービスの創出といった新たな可能性に加え、デジタル化は余暇の過ごし方も変えている。様々な北方地域が高齢化社会の問題に直面する中、デジタルインフラによってオンラインの社会的ネットワークに参加できるようになっている。また、趣味を持てることが若者の流出を食い止める要素として認識されている。

最近アラスカで発生した光海底ケーブルの故障により、様々なコミュニティで電話やクレジットカードが一時的に使用できなくなった。こうした不幸な出来事は、通信インフラが完璧に機能することの重要性を裏付けており、多くの北方地域で既に行われている公共投資の加速が期待される。また北方地域内での通信環境の改善の必要性に加え、近年は東アジア、北米、ヨーロッパを結ぶデータ通信の高速化において北極圏や北海道を含む北方地域の開発が近道になりうるとして、予想外の関心が集まっている。

双方向の学び合いから多文化共生へ

北海道国際女性協会 (HIWA)

1972年札幌冬季オリンピックが開催され、札幌が国際都市として世界にデビューを果たし、期間中多くの女性が通訳、案内などで活躍しました。翌年からは北海道が婦人海外派遣研修制度を設け、アメリカ・カナダへの研修を企画し、参加した女性たちは、様々な分野で学ぶ機会を得ることができました。その研修で国際交流のボランティア活動を目の当たりにし、深い感銘を受け、オリンピックで世界の人々を「おもてなし」した女性たちが中心となり、1975年、北海道国際婦人協会（1999年、北海道国際女性協会に改名）を創立。

多様な文化、宗教、人種を認め合い、人と人との交流を積み重ねていくことで、国際理解を深め友好が広がるという理念を実践し、ささやかな草の根の活動が僅かでも世界平和に寄与できることを願い活動をスタートさせました。この理念と「おもてなし」の心を土台に国際協力のボランティア活動と学習活動の2本を柱として、現在まで歩み続けています。

個々の活動は社会情勢の変化や時代のニーズにより変わってきています。そのなかで、創立当初から変わらず毎月1日に発行し続けている英語情報紙「What's on in Sapporo？」があります。在札外国人や観光で訪れる外国人にとって必要な情報を提供しています。

留学生とその家族への日本語学習の手助けとして始めた日本語指導ボランティアは、教室名を「まなぶ」と掲げ、毎週水曜日に教室を開いています。この活動が認められ、北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）主催の「北海道多文化共生アワード2018」を受賞いたしました。

この受賞がきっかけとなり、自治体国際化協会・市民国際プラザ（東京）のコーディネーターが来札され、取材を受ける機会がありました。当協会の役員達と和やかな茶話会の形で活動の話に花を咲かせました。その後、webで「団体活動インタビュー」と題してHIWAの活動が紹介され、一共にお互いから新しい文化を学び合う姿勢「双方向の学び合い」一が特徴であるとの評価をいただき、今でも深く心に残る言葉となっています。

「日本文化を紹介する会」（共催:HIECC）では、年に1度、ワンルームに華道、茶道、書道、着付け、折り紙コーナーを設け、さまざまな日本文化の体験が行われています。振袖を着て記念写真に納まっていた中国からの女子学生が「写真を国の両親に送るの」と満面の笑みを浮かべていた姿は、私たち会員の心を和ませてくれました。新型コロナの影響で止むなく3年間中止しましたが、羽織袴姿で真剣に書道に取り組む男子学生の姿などを思い出し、今年からはまた再開しようと考えています。

「友愛バザー」は寒い札幌の冬を前に留学生の生活支援をしようと、年1回、初秋に開催してきました。不用になった布団や衣料品、日用雑貨等々を安価でお分けし大変喜ばれました。家族連れで参加する留学生もいて、会場のあちこちで会員と楽しく談笑するなど、その輪が広がっていきました。お手伝いで参加した高校生が、「ヒジャブを身に着けた中東の女性と生まれて初めてお話をしました」と声を弾ませていた姿にバザーのもう一つの意義を感じました。収益の一部はユニセフに寄付しました。

学習活動として、年5回の「国際交流定例講演会」（共催：HIECC）と、「国際セミナー」を開催しています。在札外国公館の総領事さんをはじめ、大学の先生や院生、会社の駐在員、レストラン経営者、国際交流員など、世界で活躍されている方々をお迎えしてお話を聴き、世界についての知識や考えを深め、国際理解を進め、次のステップに繋がるよう取り組んでいます。

もう一つの学習活動は会員を対象とした英語クラスです。以前は3クラスありましたが、現在は1クラスで運営しています。

毎年3月に会報を発行し、1年間の活動紹介や事務報告を掲載しています。

以前、ホームステイは活動の大きな部分を占めていましたが、徐々に外国人を受け入れるボランティア団体が増え、当協会の受け入れは少なくなりました。

年に1度、会員交流会を開き、コンサート、ポットラックパーティー等を楽しみ会員間の親睦を深めています。

つぎに通年活動している3グループを紹介します。



日本文化紹介

月刊英語情報紙 「What's on in Sapporo?」

外国人観光客や札幌在住の外国人向け月刊英語情報紙「What's on in Sapporo?」は、1975年6月創刊以来48年間発行を続けています。A4版で単色8ページだった紙面は今年5月号より念願のカラー版となり、トップ面



What's on in Sapporo?

が華やかで内容も読みやすくなりました。現在はライター、プルーフリーダー、高校生スタッフ合計14名で担当を分担し編集しています。原稿締め切り直前はメールチェックと校正作業で大忙し、無事発行できた時が一番ほっとします。読者の反応はFacebook Pageから直接伝わってきます。昨年2月の暴風雪警報を投稿した際の7000件以上のアクセスには驚きました。このように、情報が役立った時や、「いつも読んでいます」などの読者の声が一番の励みになります。

(編集長 大山 美代)

木曜英語クラス

国際女性協会の会員啓蒙活動としての英語学習クラスは、時代をゆるやかに生き抜いてきて、この「木曜英語」になりました。当初は毎週の集まりでしたが、現在は隔週で、さらに必要に応じて休みを加えつつ、新型コロナパンデミックによる活動休止も乗り越えてきました。

テキストは月刊の「ナショナル・ジオグラフィック」です。最も効果的ともいわれる音読の学習方法を採用しています。テキストの面白さと、参加者（受講者5名+アドバイザー・鈴木ルース）がそれぞれに英語との付き合い方を生かせる自由な雰囲気がクラスの特徴です。

ほぼ半世紀に渡るクラスの歴史をこれからもゆるやかに受け継いで行くこと、サステイナブルがこのクラスの新たな目標になっています。



木曜英語クラス

(代表 山田 恵)

日本語教室「まなぶ」

日本語教室「まなぶ」の活動は、その発足から数えると今年で30年を迎えます。

訪問による日本語学習支援から始まり、2007年に教室を開設、2011年から道立市民活動促進センター（かでる2・7）に移り、現在に至っています。

レッスンは毎週水曜日の午前、午後、それぞれ90分。レベル別のグループ・レッスンで、入門から上級まで幅広く受け入れています。例年10数か国から60名前後の学習者が訪れていましたが、コロナ禍により状況は一変。教室の閉鎖や人数制限を余儀なくされる期間が長く続きました。しかし、それをオンラインレッスンの導入等で何とか乗り切り、今年5月、コロナ対策が変更されてからは会場の人数制限も無くなり、従来の活気が戻って来つつあります。更にこの10月には学習者による日本語スピーチ発表会を4年ぶりに開催することになり、学習意欲の

向上が期待されるところです。

現在、ボランティアは7名で、常に「楽しいクラス」を心掛け各自のスキルアップも忘れません。訪問による活動は昨年度を以て終了しましたが、状況に合わせオンラインレッスンにも対応しながら学習者のニーズに応えていきたいと思っています。

（代表 蔵本 摩利子）



日本語教室「まなぶ」

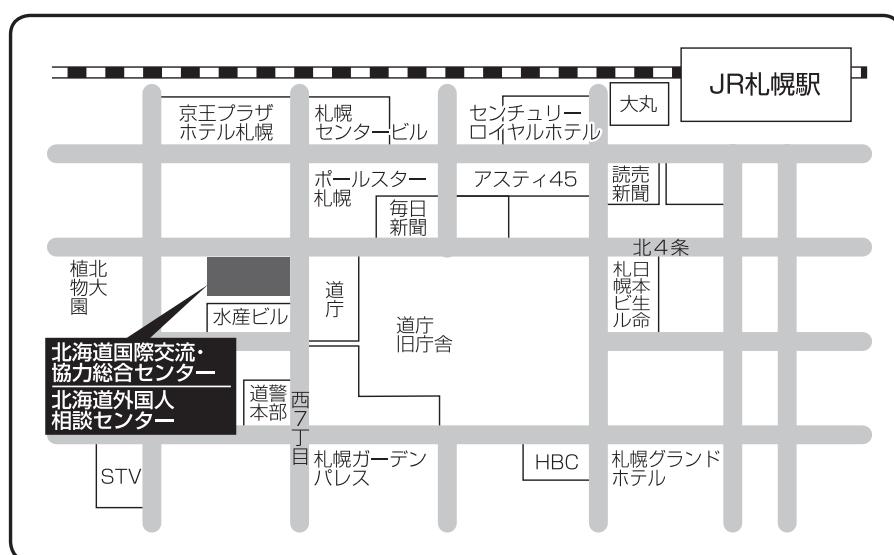
《むすびに》

当協会は創立以来48年になります。その間、世界は大きく変化しています。デジタル化による日常生活の画期的な変化、コロナパンデミック禍における社会生活規制を守りながら、zoom等を駆使し活動を続けることができました。そして環境問題、特に地球温暖化は激しい気候変動をもたらし、気候危機とも呼ばれ、脱炭素化が急がれています。あらためて“Think globally, Act locally”をかみしめて学習活動に力を注ぎ、温かな心で国際協力のボランティア活動を続けていきたいと思っています。

最後になりましたが、北海道国際交流・協力総合センター、札幌国際プラザはじめ多くの関係機関の皆様方のご指導、ご支援、ご協力のお陰で現在に至っています。心より感謝申し上げます。

北海道国際女性協会 会長 宮崎 博美

発行年月 令和5（2023）年9月
発行・編集 公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
印 刷 旭プリント株式会社



公益社団法人
北海道国際交流・協力総合センター
HIECC／ハイエック

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館12階）
TEL: 011-221-7840 FAX: 011-221-7845
URL: <http://www.hiecc.or.jp> E-mail: hiecc@hiecc.or.jp

